



決議書

定例会最終日の8月12日に、議員提出議案として次の決議書を上程し、賛成多数で原案のとおり可決しました。
なお、本会議において、市民と市政をつなぐ会から反対討論が、自民クラブ・公明党から賛成討論がありました。

品位と名誉を保ちつつ議会改革を推進する決議

全国的に議会改革が進められている中、八潮市議会としても、委員会・全員協議会の原則公開、再質問回数を設けない一問一答方式、反問権の付与等々、これまでに様々な改革を実現するとともに、特別委員会も必要に応じて設置し、活発な議会活動をしてまいりました。

今日までの議会改革については、市民の皆様からは一定の評価も頂いています。
今後も、継続的に改革に取り組むと共に更なる議会機能の強化を図り、その成果や議会の動き等々について積極的に情報を提供することで、市民の皆様が信頼される議会を目指さなければなりません。
また、インターネットが普及する中、ブログ等での誹謗中傷による自殺や傷害事件が社会問題となっていることを踏まえ、八潮市議会議員は公人として品位と名誉を担保で

きる言動や広報を心がけ、議員として本来果たすべき目的を自覚しなければなりません。

よって八潮市議会は、次の通り今後においても、途切れることなく品位と名誉を保ちつつ議会改革を推進することを決議する。

1 八潮市議会は、今後も議会改革について継続案件、新規案件共に協議を続けていく

2 八潮市議会は、市民に対し議会の活動をより深く認知・理解していただくために広聴広報機能の充実を図る

3 八潮市議会議員は公人という立場を自覚し、公に情報を発信・提供する際には、文書、ホームページを問わず、不事実や誤解を招くような個人的解釈、また、誹謗中傷など他の議員や会派の品位や名誉を損なうような記述は絶対にせず、市民が誤った判断をしないよう公正な内容のみを記載するものとする

4 八潮市議会議員として、品位と名誉を損ねた言動・広報により議員間で紛争が起きた場合は、代表者会議で協議するものとする
以上、決議する。

平成21年8月12日

埼玉県八潮市議会

議会を傍聴しましょう

● **本会議の傍聴**
本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することができます。
定例会は年4回開かれ、次回は11月30日に開会予定となっております。
傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

● **委員会の傍聴**
委員会の傍聴できる人数は、10人までです。
なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。
● **傍聴する際の注意事項**
傍聴する際は、拍手をしたり騒ぎ立ててはいけないなどの傍聴規則を守りましょう。
また、傍聴する方は、本会議場において写真、ビデオ等の撮影又は録音等を行うことができません。
なお、携帯電話の電源は、傍聴受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入りま



議場の傍聴席

議会の詳細は

「ホームページ」でご覧になれます。

議案の審議状況や市政に関する一般質問等の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

また、「議長の交際費」を掲載しておりますので、ご覧ください。

★ホームページアドレス <http://www.city.yashio.lg.jp/gikai/>

●次回の第4回定例会(12月)の日程(案)●

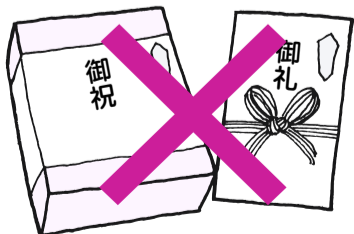
11月30日(月)	本会議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
12月8日(火)	本会議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
9日(水)	総務文教常任委員会
10日(木)	建設水道常任委員会
11日(金)	福祉環境常任委員会
14日(月)	本会議(一般質問)
15日(火)	本会議(一般質問)
16日(水)	本会議(一般質問)
17日(木)	本会議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。

議員からの寄附は、罰則をもって禁止されています!!

議員(候補者等を含む)が、入学式・卒業式の行事や、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事に対し、お祝い・寄附・差し入れ等をする場合は、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をもって禁止されています。
また、受け取った人も罰せられます。

個人に対しても、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・お中元等)をすることも、同様に禁じられています。



なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝いや香典があります。
市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。